

「第7弾 春らんまん🌸べっぴん しあわせエール券」利用者規約

(目的)

第1条 地域限定のプレミアム付き商品券「第7弾 春らんまん🌸べっぴん しあわせエール券」(以下「商品券」という)を発行することにより、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、個人消費の下支えによる地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、別府市内とする。

(発行および販売)

第3条 別府市プレミアム付商品券実行委員会(以下「実行委員会」という)が発行および販売を行うものとし、事務局を別府商工会議所内(別府市中央町7番8号)に置く。

(事業)

第4条 本事業は次のとおりとする。

(1)名称:第7弾 春らんまん🌸べっぴん しあわせエール券

(2)発行者:別府市プレミアム付商品券実行委員会

(3)発行部数:40万冊(セット)

(内訳:紙20万冊、デジタル20万セット)※併用購入は不可

(4)販売価格等:5,000円/セット(1セット500円券×15枚 7,500円分)

内訳:一般商店専用券 500円券 × 9枚(4,500円分)

大型店等・一般商店共通券 500円券 × 6枚(3,000円分)

(5)店舗区分

大型店等:売場面積が1,000㎡を超える中小企業小売店及び大企業(中小企業基本法における中小企業の基準を超える企業)が直営する店舗・事業所

一般商店:売場面積が1,000㎡以下の中小企業小売店とその他業種の店舗・事業所

※ただし、別府に本社・本店を置く店舗・事業所は上記区分にかかわらず一般商店として扱う。

(6)利用期間:令和8年4月13日(月)~7月31日(金)まで

(7)販売対象:別府市内に住民登録がある方のみ

(8)商品券購入限度額:1人に対して、紙またはデジタル何れかを1人あたり10冊(セット)まで(5万円まで)

(9)商品券申込期間:令和8年3月2日(月)~3月13日(金)

(10)販売期間:令和8年4月13日(月)~4月24日(金)

(11)紙商品券販売場所

【紙商品券】 別府市役所(別府市上野口町1-15)
別府商工会議所(別府市中央町7番8号)
トキハ別府店(別府市北浜2丁目9-1)
ゆめタウン別府(別府市楠町382-7)

※4月22日(水)、23日(木)の2日間限定販売
JAべっぷ日出 本店(別府市大字鶴見45番地の3)
JAべっぷ日出 亀川駅前出張所(別府市亀川浜田町12-4)

【デジタル商品券】 クレジットカードまたはコンビニエンスストアから専用アプリへのチャージにより購入

(12)販売等方法

実行委員会の定める期日においてインターネットもしくは電話、サポートブースにて事前予約を行った購入希望者(申込多数の場合は、抽選し当選した者)に、前項の販売場所において販売。ただし、前記期間において販売額が発行額に著しく達しなかった場合、実行委員会は期間・方法・場所を別途定め販売することがある。

(13)利用限度額1件の購入(契約)における商品券利用限度額は30万円とする。

(14)利用範囲

商品券は、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とする。但し、商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。

また、次のような場合には利用対象にならないものとする。

- ① 現金との換金及びこれに類する行為(商品券との交換や売買、金融機関への預け入れ等)
- ② 換金性の高いもの(ビール券、図書カード、切手、官製はがき、プリペイドカード、印紙など)の購入
- ③ 国や地方公共団体等への支払い(税金(自動車税・自動車重量税等含む)・電気・水道料金等の公共料金)
- ④ 商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑤ 事業の用に供する支払い(商品の仕入れ等)
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号~8号、第5項又は第1項に規定する営業に対する支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する者への支払い
- ⑧ 商品券の使用が法令に反するものへの支払い(たばこ等)
- ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

⑫ その他、実行委員会並びに取扱店が特に指定するもの

(15) デジタル商品券の決済方法

- ① 利用者はスマートフォンアプリにチャージした状態で取扱店を訪れる。
- ② 利用者がスマートフォンのアプリから取扱店が設置している二次元コードを読み取り、画面を提示する。取扱店側はアプリに表示した店舗名・金額に相違がないかを確認し、利用者が決済ボタンをタップする。
- ③ 決済画面を確認し、商品の受け渡しを行う。

その他留意事項

- ① 商品券は、取扱店において、使用可能期間内に限り使用することができる。
- ② 商品券購入後の返品はできない。
- ③ 現金との引き換えはしない。
- ④ つり銭は支払わない。
- ⑤ 盗難や紛失、または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負わない。

(商品券の申込)

第5条 商品券は次のとおり申込するものとする。

申込

(1) 購入申込方法

- ① 紙商品券の申し込みは、申込受付コールセンターを利用、もしくは、申込期間中に設置するサポートブース、または特設サイト(インターネット)からの事前申込が必要。申込多数の場合は抽選後、紙商品券の当選者の方にはハガキにて通知。メールアドレス登録者およびデジタル商品券申込者の方にはメールで抽選結果の通知を行う。
- ② 紙商品券に限り、本人を含め10人まで複数人分申込可能とする。
- ③ デジタル商品券を申込の場合は、1台のスマートフォンにつき、1人の申込までとする。メールアドレスもしくは電話番号の重複する申込を不可とする。
- ④ 申込内容(郵便番号、住所、氏名、電話番号など)に誤り・不足がある場合は、申込が無効となる場合がある。
- ⑤ 紙商品券においては、申込内容に不備がある場合は、コールセンターから問い合わせを行い、申込内容を修正することができる。ただし、券種(紙からデジタルへ)の変更は不可とする。
また、デジタル商品券においては、申込内容の修正は不可とする。
- ⑥ 迷惑メール設定をしている場合は、事務局からのメールが届かない可能性がある。設定を解除したうえで申込を行うこと。
なお、解決しない場合には各携帯電話会社へ相談すること。
※上記の方法でも事務局からのメールが届かない場合は、GmailやYahooメー

ル等のメールアドレスを使用すること。

(2) 申込期間

令和8年3月2日(月)～3月13日(金)

(3) 申込項目に入力する際、外字の入力は不可とする。

(4) 申込サポートブース開設場所

別府市役所1階福祉事務所入口

(5) 必要書類

本人確認書類(運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証等)

(6) 窓口サポートブース開設期間

令和8年3月2日(月)～3月13日(金)

(7) サポート時間

午前9時から午後5時

(8) 紙商品券購入事前申込コールセンター開設期間

令和8年3月2日(月)～3月13日(金)

(9) 紙商品券購入事前申込コールセンター開設時間

午前9時から午後5時

申込多数の場合は抽選を行う。

(1) 抽選は、電子システム上で自動抽選を行う。

(2) 抽選結果について

- ① メールアドレス登録した利用者の場合は、メールアドレス宛に抽選結果を通知する。
- ② 紙商品券の当選者にのみ、当選ハガキを郵送する。
- ③ 申込時に割り当てられた「申込番号」にてHP上から確認ができるものとする。

紙商品券販売

(1) 紙商品券販売場所

- ・別府市役所(別府市上野口町1-15)
- ・別府商工会議所(別府市中央町7番8号)
- ・トキハ別府店(別府市北浜2丁目9-1)
- ・ゆめタウン別府(別府市楠町382-7)

※4月22日(水)、23日(木)の2日間限定販売

- ・JAべっぴん日出 本店(別府市大字鶴見45番地の3)
- ・JAべっぴん日出 亀川駅前出張所(別府市亀川浜田町12-4)

(2) 販売期間

令和8年4月13日(月)～4月24日(金)

(3)販売時間

- ① 別府市役所は午前9時から午後5時
- ② トキハ別府店は午前10時から午後6時
- ③ ゆめタウン別府店は午前9時30分から午後5時30分
- ④ JAべっぴん日出 本店は午前9時から午後3時
- ⑤ JAべっぴん日出 亀川駅前出張所は午前9時から午後3時

(4)購入者に対し、アプリケーションを利用した購入決済のサポート、購入方法、利用方法の説明を行う窓口を設置する。

- ① サポート期間
令和8年4月13日(月)～4月24日(金)
- ② サポート場所
 - ・別府市役所(別府市上野口町1-15)
 - ・トキハ別府店(別府市北浜2丁目9-1)
 - ・ゆめタウン別府(別府市楠町382-7)
- ③ サポート時間
 - 1)別府市役所は午前9時から午後5時
 - 2)トキハ別府店は午前10時から午後6時
 - 3)ゆめタウン別府店は午前9時30分から午後5時30分

(紙商品券の汚損・破損)

第6条 紙商品券の汚損・破損があった場合、次の条件をすべて満たしていれば、使用・換金ができるものとする。

- (1)通し番号が確認できること。
- (2)券面の3分の2以上が残っていること。
- (3)取扱店控え部分が切り離されていないこと。

(紛争の解決)

第7条 紙商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、実行委員会は一切責任を負わない。

(アプリ)

第8条 アプリの利用料は無料だが、ダウンロードや利用時にかかるパケット通信料は利用者の負担とする。

アプリの認証時には「別府市プレミアム付商品券」サイトにて登録した電話番号による認証が必要になる。その際にかかる通信料は利用者の負担とする。

アプリの利用者においてはメールアドレスもしくは電話番号の重複する利用者の登録を不可とする。

アプリを利用するにはスマートフォンへのインストールが必要になる。

1台のスマートフォンにつき、1人の利用までとする。1台のスマートフォンに対して複数人の利用はできない。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決定する。

附則

この規約は、令和8年3月2日から施行する。

本事業への問い合わせはコールセンターにて対応を行う。

別府市エール券総合コールセンター(050-3818-7860)

<午前9時から午後5時※土・日曜日、祝日を除く>

※3月7日(土)、3月8日(日)、4月18日(土)、4月19日(日)は、臨時開設を行う。